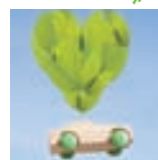


環境にやさしい車ほど軽減率アップ!



**【環境負荷の小さい車両の税率】** ※平成28年度のみ軽減

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規購入した四輪以上および三輪の軽自動車(新車に限る)で、一定の環境性能を有するものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特別措置(グリーン化特例)が導入されます。

**対象車とその割合**

対象車および軽減される割合		
乗用	貨物用	軽減の割合
電気自動車および天然ガス自動車	電気自動車および天然ガス自動車	おおむね75%軽減
平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車	おおむね50%軽減
平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	おおむね25%軽減

**軽減後の税率(年額)**

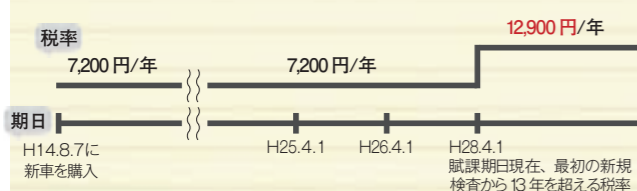
車種	標準税率(円)	軽減税率(円)			
		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
軽自動車三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
軽自動車四輪	乗用自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	乗用営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
	貨物営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円

※おおむね50%および25%軽減の対象は、平成17年排出ガス基準75%低減達成のガソリン車・ハイブリッド車に限ります。天然ガス自動車については、ポスト新長期規制(排出ガス規制)から窒素酸化物10%低減の車両が対象です。

**軽四輪の新税率と重課・軽減**

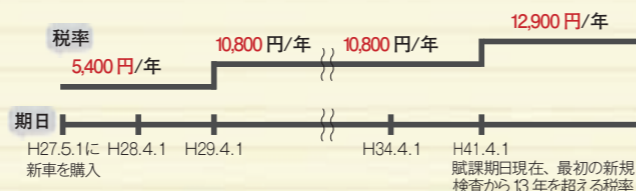
**【税率の適用例①】**

- ▶平成14年8月7日に最初の新規検査を受けた車両を購入した場合
- ・平成27年4月1日…7,200円(税率変更なし)
- ・平成28年4月1日…**12,900円**(税賦課期日現在、最初の新規検査から13年を超える税率)



**【税率の適用例②】**

- ▶平成27年5月1日に最初の新規検査を受けた、乗用自家用の基準1(ガソリン車・ハイブリッド車で、「平成17年排出ガス基準75%低減達成車」かつ「平成32年度燃費基準値+20%達成車」に該当する車両を購入した場合
- ・平成28年4月1日…**5,400円**(軽減税率)
- ・平成29年4月1日…**10,800円**(新税率)
- ・平成41年4月1日…**12,900円**(税賦課期日現在、最初の新規検査から13年を超える税率)



**税制改正**

# 軽自動車税の税率が変わります

自動車関連税制の見直しに伴い、平成28年度から軽自動車税の税率が変更します。グリーン化を進めるため、最初の新規検査から13年を経過した三輪四輪の軽自動車に重課を導入。また、環境負荷の少ない三輪四輪の軽自動車には税率を軽減する「グリーン化特例」が適用されます。

☎ 税務課 賦課係 ☎ 22-7762



**【二輪・小型自動車】**

平成28年度課税から、次の車種について新税率が適用されます。(平成27年度から税率を引き上げる予定でしたが、平成27年度税制改正により1年延期しました。)

車種区分	税率(年額)	
	平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車(排気量50cc以下)	1,000円	2,000円
原動機付自転車(50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
原動機付自転車(90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
原動機付自転車 ミニカー(50cc以下)	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円

※小型特殊自動車(農耕用:1,600円、その他フォークリフトなど:4,700円)の税率は変更しません。



**【三輪・四輪】**

平成27年度課税から、次の車種について条件によって新税率が適用されています。※条件については、車両の新規登録日(自動車検査証に記載されている初年度検査年月)で判定します。

車種区分	税率(年額)			
	平成27年3月31日までの登録車(A)	平成27年4月1日以降の登録車(B)	登録後13年超(経年重課)(C)	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

平成27年3月31日までに登録▶登録後13年経過後の年度から(C)が適用。(登録後13年経過後の年度までは(A))

平成27年4月1日時点で登録▶「平成27年度」から(B)が適用。(登録後13年経過後の年度から(C))

平成27年4月2日以降に登録▶「平成28年度」から(B)が適用。(登録後13年経過後の年度から(C))

